

政府に対し、イラン攻撃の早期事態収拾を関係国に働きかけることを
求める意見書

令和8年2月28日、アメリカとイスラエルは、共同してイランに対する大規模な先制軍事攻撃を開始した。これは明らかに国連憲章の武力行使禁止原則（国連憲章第2条第4項）に対する国際法違反である。また、すでにイランでは高官の殺害だけでなく、小学校も爆撃され多くの児童が死亡したという。これは、民間施設に対する攻撃を禁じた国際人道法にも違反している。さらに、今回の紛争は原油の供給困難など世界や日本の経済にも悪影響を及ぼし、中東地域および世界の平和を脅かすものである。

こうしたなか、国際社会はもとよりアメリカ国内からも紛争の拡大と長期化に対する危惧と批判の声が相次いでいる。双方とも攻撃の応酬はやめ、交渉による解決を模索すべきである。わが国をはじめ国際社会は事態の収拾に向け働きかけを強めねばならない。

日本政府におかれては、日本国憲法の平和主義の原則に基づき当事国をはじめ、国際社会に対して国際法を遵守し、武力ではなく対話を基調とした外交努力により、早期に事態収拾を働きかけるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

福岡県小郡市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣